

教第 45 号議案

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例に関する意見決定の件

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例を制定するに当たり、教育長に委任する事務等に関する規則（昭和 31 年 11 月 19 日教育委員会規則第 8 号）第 2 条第 5 号の規定に基づき提示すべき意見を別紙のように決定する。

平成 30 年 10 月 30 日提出

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例に関する意見

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例の制定については異議ありません。

平成 年 月 日

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

教委中図総第 602 号

平成 30 年 10 月 25 日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳 様

神戸市長 久元 喜造

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例に関する意見聴取の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき，神戸市立図書館条例（昭和 25 年 10 月 10 日条例第 206 号）の一部を改正する条例を制定するに当たり，神戸市教育委員会の意見を聴取します。

（担当：教育委員会事務局中央図書館総務課）

第 号議案

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例の件
神戸市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 月 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例
神戸市立図書館条例（昭和25年10月条例第206号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表神戸市立北図書館の項の次に次のように加える。

神戸市立北神図書館	神戸市北区藤原台中町1丁目2番2号
-----------	-------------------

第2条第2項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条第1項の改正規定 公布の日
 - (2) 第2条第2項を削る改正規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日
（神戸市立北神図書館の供用を開始する日）
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、神戸市立北神図書館の供用を開始する日は、同項第2号で定める日とする。

理 由

神戸市立北神図書館を設置し、及び神戸市立北図書館北神分館を廃止するに当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市立図書館条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
略	略
神戸市立北図書館	神戸市北区鈴蘭台西町 1丁目22番1号
_____	_____
_____	_____
略	略

神戸市立北神図書館	神戸市北区藤原台中町 1丁目2番2号

2 神戸市立北図書館に北神分館を置き、その位置は次のとおりとする。

神戸市北区藤原台中町1丁目2番1号

